

平成29年（2017年）第6回紀北町議会臨時会会議録

第 1 号

平成29年11月20日（月曜日）

招集年月日 平成29年11月20日（月）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成29年11月20日（月）

応招議員

1 番	岡村哲雄	2 番	大西瑞香
3 番	原 隆伸	4 番	谷 節夫
5 番	奥村 仁	6 番	樋口泰生
7 番	太田哲生	8 番	瀧本 攻
9 番	近澤チヅル	10番	入江康仁
11番	家崎仁行	12番	玉津 充
13番	奥村武生	14番	東 清剛
16番	中津畑 正量		

不応招議員

15番 平野隆久

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上壽一	副 町 長	中場 幹
総 務 課 長	濱田多実博	財 政 課 長	上野和彦
環境管理課長	玉本真也	農林水産課長	武岡芳樹
建 設 課 長	植地俊文	海山総合支所長	玉津裕一
教 育 長	村島赳郎	生涯学習課長	井土 誠

職務の為出席者

議会事務局長	脇 俊明	書 記	佐々木猛
書 記	奥川賀夫	書 記	家倉義光

議事日程（第1号）

- | | |
|-----------|------------------------------------|
| 第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 第2 | 会期の決定 |
| 第3 | 諸般の報告 |
| 第4 議案第52号 | 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結について |
| 第5 議案第53号 | 赤羽公園多目的広場拡張他工事請負契約の締結について |
| 第6 議案第54号 | 平成29年度紀北町一般会計補正予算（第5号） |

会議録署名議員

9番 近澤チヅル

10番 入江康仁

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

玉津 充議長

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから、平成29年第6回紀北町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

なお、15番 平野隆久君から通院のため、欠席との連絡を受けておりますので、ご報告申し上げます。

議事日程につきましては、お手元に配付したとおりであります。

それでは、議事日程を議会事務局長に朗読させます。

協議会事務局長。

脇 俊明議会事務局長

おはようございます。

平成29年第6回紀北町議会臨時会議事日程（第1号）

平成29年11月20日（月曜日）午前9時30分 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

第4 議案第52号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結について

第5 議案第53号 赤羽公園多目的広場拡張他工事請負契約の締結について

第6 議案第54号 平成29年度紀北町一般会計補正予算（第5号）

以上でございます。

玉津 充議長

これより、本日の会議を開きます。

日程第1

玉津 充議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に

9番 近澤チヅル君

10番 入江康仁君

のご両名を指名します。

日程第2

玉津 充議長

次に、日程第2 会期の決定の件を議題とします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

玉津 充議長

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日とすることに決定しました。

日程第3

玉津 充議長

次に、日程第3 諸般の報告を行います。

去る11月10日に議会運営委員会が開催され、本臨時会にかかる運営等について協議が行われました。

その確認事項等についてご報告申し上げます。

まず、付議事件についてであります。

本臨時会の招集にあたり、付議された事件は、議案第52号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結について、議案第53号 赤羽公園多目的広場拡張他工事請負契約の締結について、議案第54号 平成29年度紀北町一般会計補正予算(第5号)の3件であります。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件等の説明のため、あらかじめ出席を求めましたところ、尾上町長はじめ、議会の審議に必要な関係課長等の出席がありましたので、ご報告申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

玉津 充議長

これより議案の審議に入ります。

お諮りします。

各議案の審議にあたっては、会期を1日と決定したことにより、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略し、本会議において審議することにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

玉津 充議長

異議なしと認めます。

したがって、本議案の審議にあたっては、委員会への付託を省略し、本会議で審議することに決定しました。

日程第4～日程第6

玉津 充議長

お諮りします。

日程第4 議案第52号から日程第6 議案第54号については、提案者から提案理由の説明並びに内容説明を求めるため、一括して説明を求めることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

玉津 充議長

異議なしと認めます。

したがって、議案3件については、一括して提案理由並びに内容説明を求めることに決定しました。

それでは、提案者から、一括して提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。本日は臨時会の開催要請をさせていただきましたところ、ご出席を賜りまして厚く御礼を申し上げます。それでは、本議会臨時会に上程いたしました議案

につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第52号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結についてありますが、三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業について、交付金の追加交付に伴い、変更委託事業契約を締結するにあたり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第53号 赤羽公園多目的広場拡張他工事請負契約の締結についてありますが、平成29年11月9日に入札執行した、赤羽公園多目的広場拡張他工事請負契約を締結するにあたり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第54号 平成29年度紀北町一般会計補正予算（第5号）についてありますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,312万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110億392万4,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

今回の補正予算は、平成29年10月22日に襲来した台風21号及び秋雨前線の暴風雨により被災した公共施設等の災害復旧に伴い、早急に予算措置が必要な衛生費、農林水産業費、災害復旧費につきまして所要額を計上いたしました。

以上、3件の議案につきましては、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長に説明をいたさせます。何とぞ、慎重審議のうえ、ご可決賜りますようお願い申し上げます。以上です。

玉津 充議長

続いて、議案第52号の内容説明を求めます。

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

おはようございます。それでは、三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをお願いいたします。

議案第52号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結について次のとおり変更委託事業契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業

(平成29年度分)

- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約の金額 (変更前) 1億6,737万5,000円
- うち三浦漁港海岸分 1億4,420万円
- うち矢口漁港海岸分 2,317万5,000円
- (変更後) 2億4,223万1,000円
- うち三浦漁港海岸分 1億4,420万円
- うち矢口漁港海岸分 9,803万1,000円
- 4 契約の相手方 三重県津市広明町13番地
- 三重県
- 三重県知事 鈴木 英敬

平成29年11月20日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業について、交付金の追加交付に伴い変更委託事業契約を締結するにあたり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決が必要であるためでございます。

それでは、内容について説明させていただきます。

まず、最初に、今回提案させていただいております変更契約につきましては、交付金の追加交付に伴い三重県との委託事業契約の金額が変更となるため、議会の議決が必要となったことによるものでございます。

それでは、資料の説明に入らせていただきます。

2ページをお願いいたします。

平成29年度における三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託事業契約における変更前、変更後の対照表でございます。上の表が契約額の変更前、変更後の対照表、下の表は事業費概要の変更前、変更後の対照表でございます。まず、上の表でございます。

三浦漁港海岸事業費につきましては、1億4,000万円、事務費が420万円、合計1億4,420万円で変更はございません。矢口漁港海岸事業費につきましては、変更前が2,250万円、変更後が9,517万6,000円となり、7,267万6,000円の増額でございます。事務費につきましては、変更前67万

5,000円、変更後が285万5,000円となり、218万円の増額となるものでございます。

三浦漁港海岸、矢口漁港海岸の合計といたしまして、変更前1億6,737万5,000円、変更後2億4,223万1,000円となり、7,485万6,000円の増額となるもので、この金額により三重県との委託事業契約を変更しようとするものでございます。

続きまして、下の表でございます。平成29年度の三浦漁港海岸につきましては、古戸川水門を予定しており、今回は変更がございません。矢口漁港海岸につきましては、堤防工を予定しているところでございます。当初の交付金の予算付けでは、堤防本体工20mにとどまりましたが、88mの堤防基礎工、60mの堤防本体工、7,267万6,000円の追加交付がなされたものでございます。施行期間につきましては、平成30年3月31日までとしております。

続きまして、3ページをお願いいたします。矢口漁港海岸の平面図でございます。図面向かって右側の赤色で着色している部分が追加交付なされた部分でございまして、堤防基礎工88m、堤防本体工60mでございます。当初の交付分、堤防本体工20mと合わせて、合計88mを平成29年度に施行しようとするものでございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。堤防工の標準断面図でございます。冒頭にも申し上げましたが、今回の変更委託事業契約は交付金の追加交付金となされたことによるものでございますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

議案第52号についての説明は以上でございまして、よろしくをお願いいたします。

玉津 充議長

続いて、議案第53号の内容説明を求めます。

井土生涯学習課長。

井土 誠生涯学習課長

おはようございます。それでは、議案第53号 赤羽公園多目的広場拡張他工事請負契約の締結について、ご説明いたします。議案書の5ページをご覧ください。

議案第53号 赤羽公園多目的広場拡張他工事請負契約の締結について
次のとおり工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求めます。

記

- 1 契約の目的 赤羽公園多目的広場拡張他工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 7,464万9,600円

4 契約の相手方 三重県北牟婁郡紀北町東長島1145番地5

東建興業株式会社

代表取締役 東 一昭

平成29年11月20日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

赤羽公園を整備するため、平成29年11月9日に入札執行した、赤羽公園多目的広場拡張他工事請負契約を締結するにあたり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決が必要であるためでございます。

それでは、資料のご説明に入る前に少し整備の概要をご説明させていただきます。赤羽公園では、平成33年度の三重とこわか国体で正式競技の少年女子ソフトボール競技及び公開競技のグラウンドゴルフ競技の開催が内定しております。赤羽公園は野球やソフトボールのコートが2面確保できる施設として、年間を通じて多くの合宿や大会で利用されております。しかし、供用開始から38年が経過し、グラウンドの土壌や照明設備、トイレ等が老朽化していることから、国体開催を契機に全面的に整備を行うことになり、現在、赤羽公園屋外便所及び野球場照明改修工事を平成29年8月24日に議決いただき、東和建设株式会社におきまして、工事を施行しております。今回の多目的広場の拡張工事により、ソフトボール成年男子のコートが2面確保できる県内でも希少な施設となり、合わせてサッカーコートが確保できる広さになることから、国体前のリハーサル大会や国体後の大規模な大会の開催、合宿誘致の拠点施設として活用するため整備いたします。

入札は、平成29年11月9日に執行し、3社が応札いたしました。その結果、東建興業株式会社が7,464万9,600円で落札しました。なお、予定価格は7,695万9,720円でしたので、落札率は97%でございます。それでは、資料の説明に移らせていただきます。6ページ、資料1をご覧ください。工事費につきましては、請負金額が7,464万9,600円、その内訳の工事価格が6,912万円、消費税が552万9,600円でございます。工事概要につきましては、既設撤去工事、工作物築造工事、グラウンド舗装工事で多目的広場のグラウンドを拡張する工事と野球場の内野と外野の境目の芝生の段差解消に伴う工事でございます。

既設撤去工事の工事内容は、既設側溝撤去、駐車場舗装撤去、コンクリート・アスファルト運搬処分、高木伐採・抜根処分ほかでございます。

工作物築造工事は、側溝工事、ブロック積工事、配水管布設工事、防球ネット設置工事、バックネット設置工事ほかでございます。

グラウンド舗装工事は、改良土舗装工事、暗渠排水管布設工事、野球場芝不陸整正工事、駐車場アスファルト舗装工事ほかでございます。

工期につきましては、議会議決の日から平成30年2月28日としております。

7ページ、資料2をご覧ください。この資料は設計金額の内訳を工事費と工事概要別に表したものでございます。工事費につきましては、設計金額が7,695万9,720円、その内訳の工事価格が7,125万9,000円、消費税が570万720円でございます。

工事概要と主な工事内容につきましては、6ページの資料1と同様でございます。こちらの設計金額は、諸経費を含んだ金額で表示いたしております。

既設撤去工事の設計金額は522万2,000円、工作物築造工事は2,052万7,000円、グラウンド舗装工事は4,551万円、これに消費税570万1,000円を合わせ、7,696万円となっております。

続いての資料でございますが、資料3から資料6は今回の工事の説明図面となっております。

8ページの資料3をご覧ください。こちらは、多目的広場の改修図面で図面上が国道422号線方向になります。左上がテニスコート方向、左下が管理棟、野球場、右側が老人ホーム赤羽寮方向でございます。この資料は改修後の平面図でソフトボールの成年男子のコート76.2m及びサッカーコート97m×62mがとれるように改修いたします。これに伴い、バックネット、グラウンドの改良舗装、グラウンドの暗渠排水管の布設、観客席、防球ネット、側溝、駐車場のアスファルト舗装などの工事を行います。

続きまして、9ページ、資料4をご覧ください。こちらは撤去工事の平面図になります。図面上の斜線部分が改修に伴う撤去部分でございます。駐車場の中間にある植樹帯から下が該当する部分で既設側溝、観客席の建築ブロック、駐車場舗装、歩道撤去などを行います。図面下のバックネットとダッグアウトも撤去し改修いたします。

続きまして、10ページ、資料5をご覧ください。こちらは、バックネットの工法図、防球ネットの詳細図でございます。バックネットは延長が18m、高さ5m程度、老朽化によりフェンスの破損箇所が多いため取り替えいたします。また、防球ネットはネットの高さが7.5m、約10m間隔でコンクリート柱を建柱する計画です。現在は植樹が防球ネットの用を果たしておりますが、拡張に伴い伐採したため、駐車場にボールが飛ばないように、防球ネットを設置いたします。

続きまして、11ページ、資料6をご覧ください。こちらは野球場の平面図で、左側が多目的広

場、左下がテニスコートでございます。野球場の改修は内野グラウンドと外野の芝の継ぎ目の部分の段差を解消するため、芝を延長約105m、幅5mの525㎡を撤去し、不陸整正する予定でございます。

以上で、議案第53号の説明を終らせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

玉津 充議長

続いて、議案第54号の内容説明を求めます。

上野財政課長。

上野和彦財政課長

おはようございます。それでは、議案第54号 平成29年度 紀北町一般会計補正予算（第5号）の内容につきまして、説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

平成29年度紀北町一般会計補正予算（第5号）

平成29年度紀北町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,312万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110億392万4,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

平成29年11月20日提出

紀北町長 尾上壽一

今回の補正につきましては、去る、10月22日の台風21号により発生した災害等に迅速に対応するため、早急に予算措置が必要となったものについて補正予算をお願いするものでございます。

それでは、4ページをご覧ください。第2表 地方債補正であります。一般単独災害復旧事業の起債限度額190万円を新たに追加するものでございます。

次に、歳入歳出予算の内容につきまして、予算に関する説明書で歳入から説明させていただ

きます。

7ページをご覧ください。第17款 繰入金、第1項 基金繰入金、第1目 財政調整基金繰入金 7,122万円の増額は、今回の補正予算に必要な一般財源として、財政調整基金から繰入するものでございます。第20款、第1項ともに町債、第9目 災害復旧事業債190万円の増額は、農業用施設災害復旧事業債190万円を新たに計上するもので、台風で被災した農業施設の災害復旧事業の設計管理委託に充当するものでございます。

次に、歳出予算を説明させていただきます。8ページをご覧ください。第4款 衛生費、第2項 清掃費、第2目 塵芥処理費は549万2,000円を増額し5億4,691万6,000円とするものでありますが、廃棄物適正処理推進事業に浸水などによる災害廃棄物の処理に要する委託料などの経費549万2,000円を増額するものでございます。

9ページをご覧ください。第5款 農林水産業費、第3項 水産業費、3目 漁港管理費は30万8,000円を増額し、4億8,515万5,000円とするものでありますが、漁港内の流木等の処理に要する手数料30万8,000円を漁港管理事業に増額するものでございます。

10ページをご覧ください。第10款 災害復旧費、第2項 農林水産施設災害復旧費、第1目 農業用施設災害復旧費は2,037万円を町単農業用施設災害復旧事業として新たに計上するもので、農道3箇所、用排水路6箇所、排水機場3箇所などの農業用施設の修繕料680万円、二又木用水路復旧工事にかかる測量設計業務などの設計管理委託料400万円、排水路の倒木撤去工事や二又木用水路の応急復旧工事、頭首工3箇所の土砂撤去工事などの工事請負費957万円でございます。

次に、第3目 林業施設災害復旧費は1,525万円を町単林道災害復旧事業として新たに計上するもので、林道三ツ谷線や大根須賀利線などの町管理林道14路線の修繕料1,045万円と、風倒木の伐採処理などの事業委託料480万円でございます。

11ページをご覧ください。第3項 公共土木施設災害復旧費、第1目 道路橋りょう災害復旧費は443万円を町単道路災害復旧事業として新たに計上するもので、土砂撤去や倒木撤去などの町道6路線の修繕料98万円、町道白倉1号線などの6路線の災害復旧工事の工事請負費345万円でございます。

次に、第2目 河川災害復旧費は2,727万円を町単河川災害復旧事業として新たに計上するもので、水路や準用河川の堆積土砂撤去など8箇所の修繕料117万円、普通河川や準用河川の災害復旧21箇所の工事請負費2,610万円でございます。

12ページをご覧ください。地方債の現在高見込みに関する調書でございます。13ページの合

計欄をご覧ください。前年度末現在高は118億2,877万円であり、当該年度中の起債見込み額は今回の補正分190万円の増額により、15億6,610万円となり、当該年度中の元金償還見込額の12億4,708万1,000円を差し引きしますと、当該年度末現在高見込額は121億4,778万9,000円となる見込みでございます。

以上で、議案第54号 平成29年度紀北町一般会計補正予算（第5号）の説明を終らせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

玉津 充議長

以上で、議案の提案理由並びに内容説明を終わります。

それでは、これより各議案に対する質疑を行います。

日程第4

玉津 充議長

議案第4号 議案第52号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結についてを議題とします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

近澤チヅル君。

9番 近澤チヅル議員

52号の質疑をさせていただきます。先ほどの説明の中で県の交付金の変更追加で748万5,000円が追加されたのだという説明がありました。この工事につきましては、本予算がここまででとてもあとの部分が大変だという話が以前にありまして、町長が確か新聞紙上で、また議会でもお話がありましたけれども、知事と一対一対談で要求していくということがあって、その後、国の補助金なども考えていきたいという知事の返答があったという新聞記事も読みました。その部分がこれにあたるのであろうかなと思いますが、どのような国の補助金が県を通じて今回提案されたのか、説明をお願いいたします。

玉津 充議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。今回の変更委託事業契約につきましては、

矢口漁港海岸保全施設整備事業への7,267万6,000円の事業費の追加でございます。三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業は、平成29年度の当初の予算付けは1億6,500万円で、三浦が1億4,000万円、矢口が2,500万円でございます。今回の追加は、三重県に配分された予算のうちから三重県で調整を行っていただいた結果、追加がなされたものでございます。議員おっしゃられるとおり、知事との一対一対談におきまして、町長のほうからも要望を申し上げたことに対しての追加の交付かと考えておるところでございます。以上でございます。

玉津 充議長

近澤チヅル君。

9番 近澤チヅル議員

一対一対談の成果だということで、少しでも工事が進んでよかったですと思います。それで、今回、29年度までの5ヵ年計画であとの部分が大変だという説明も今までもあったんですけども、今回、県の努力、町からの要求もあって、この交付金が追加されたんですけども、同じような国が2分の1ですか、町が2分の1負担になると思うんですけど、今回のこの部分も、このような補助金が来年度も追加される可能性はあるのかどうか。お伺いします。まあ県のことですけれども。

玉津 充議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

この事業につきましては、当然のことながら、継続事業でございます。来年度につきましても同様の予算付け等がなされるものと考えております。以上でございます。

玉津 充議長

近澤チヅル君。

9番 近澤チヅル議員

今回、追加された部分は、来年度も追加されるだろうという見通しで理解してよろしいのですね。このことによって、終了まで数年かかると思う部分が前進したと理解してよろしいのでしょうか。最後にお伺いします。

玉津 充議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

今回の追加につきましては、あくまでも追加でございます。来年度につきましても同様の追加があるか、ないかというのは、現時点では、私どもにはわかりかねますので、明確な答えは差し控えさせていただきたいと存じます。以上でございます。

玉津 充議長

ほかに質疑される方はありませんか。

中津畑正量君。

16番 中津畑正量議員

1点だけお聞きしておきます。今度の追加で進捗率としては、やっぱり三浦のほうは関係ないんですが、矢口堤防の事業費そのものが完成されたときには、3月31日ですか。進捗率はどれくらいになりますか。それだけお聞きします。

玉津 充議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

今回の追加交付がなされたことによる進捗率につきましては、平成29年度末で約32%となると考えております。以上でございます。

玉津 充議長

質疑される方ありませんか。

(発 言 す る 者 な し)

玉津 充議長

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

まず原案に反対討論される方はありませんか。

(発 言 す る 者 な し)

玉津 充議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(発 言 す る 者 な し)

玉津 充議長

これで討論を終了し、採決します。

お諮りします。

日程第4 議案第52号については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

玉津 充議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第5

玉津 充議長

次に、日程第5 議案第53号 赤羽公園多目的広場拡張他工事請負契約の締結についてを議題とします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

近澤チヅル君。

9番 近澤チヅル議員

先ほど、工事については、詳しい説明がありました。今回、締結については、5,000万円以上の工事が、今、議会の議決が必要であるということで提案されたと思うのですが、Aランクの7社のうち、3社の応募があり、97%という説明があったのですが、予定価格とか、ほかの2社はどの会社だったのか、そういう資料がございませんので、是非、聞き取りに行ったら、その場では言えないけれどもというお話でした。この場でいただけるものでしたら、是非、いただきたいと思います。

あとの2社がどういう内容で入札されたのかわかりませんので、詳しく知りたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

玉津 充議長

瀧本 攻君。

8番 瀧本 攻議員

これは可決されたらくれるようになってるやない。そう答弁したってくださいよ。

玉津 充議長

可決されたら公表できるわけですね。そのように答弁をお願いします。

井土生涯学習課長。

井土 誠生涯学習課長

入札結果について、少しご説明させていただきます。入札結果は落札業者さんと、あとほか2社入札がございました。議会の議決後、公表のほうはすぐにさせていただくのですが、東建興業さん以外の業者さんにつきましては、議会でもし否決ということがある場合に、再入札等のことがございますので、公表のほうは控えさせていただきます。落札率のほうだけまたお話させていただきますと、落札業者、東建興業株式会社さんが97%、2番目に低い業者さんが97.95%、3番目の業者さんが99.22%の入札率でございました。以上でございます。

玉津 充議長

近澤チヅル君。

9番 近澤チヅル議員

今の質疑でほかの方が言われたのが、議事進行なのかなと思いますけれども、何かよくわからないところで、議長もお受けされてしたんですけれども、そのところは議長、ちゃんとしていただきたいなど。私の質疑に対して、他の議員が答えても普通に答えるのが、進行上それでいいのかどうか。たぶん、議事進行でないと認められないのではないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

玉津 充議長

瀧本 攻君。

8番 瀧本 攻議員

議事進行と言うことは忘れたけど、ずっとやっているわけです。だから、近澤議員の質問はですね、いつも同じことをやっている。だから今、課長が答えたような答弁をしとるわけですから、時間の無駄です。そんなことをするんだったら、初めから課長に聞いておけばいいんですよ。パーセントというのはね。だから、こういうことはあまり本会議場でやるべきじゃないと思う。という議事進行やったんです。

玉津 充議長

私は議事進行だということで受け止めまして、先ほどの成り行きになりましたので、そういうことで、近澤チヅル君、ご理解をお願いしたいと思います。

近澤チヅル君。

9番 近澤チヅル議員

初めに議事進行というあれはなかったですので、そのところはなかったと思います。でも、

あとでおっしゃられたことは、議事進行ということが抜けたとって通るものかどうか、ちょっと疑問ですけど、今日は聞いておきます。

そして、議事進行の中でですね、パーセントとかは聞きに行ったら、そこで聞いたらいいいというお話でしたけれども、聞きに行きましたけれども、聞き取りでは言えないと言われたので、私は質問して、議場で皆さんが必要と認めたら黒塗りの、前も出ましたけれども、そういうことはできるということでしたので、3社でほかのところはわからない中で、賛成、反対の判断するのは難しいなと思い、聞き取りをした結果の今日の質疑でした。そのことだけ申し上げます。

玉津 充議長

まあちょっと。

ほかに質疑をされる方は。

(「答弁は」と呼ぶ者あり)

玉津 充議長

今のは質疑じゃなくて、質疑とは思っておりません。先ほどの発言は。よろしいですか。質疑があつたらいいですよ。

東 清剛君。

14番 東 清剛議員

設計者は紀北町となっていますね。その前の矢口に関してはカツマとなっていますね。ということは、全部図面は紀北町がつくられておって、ただ、私ちょっと気が付いたんですけどね、もう1つ、グラウンドの野球場と多目的グラウンドありますけども、管理棟がどちらも左側にあるんですよ。図面見ていただいたらわかりますけども。というのが、位置関係からして、2つとも管理棟より右側にあるという見方をされるんですけど、これおわかりですか、なんでか。方位が逆さまなんです。こういう書き方って、私の常識の中にはないと思うんです。紀北町の常識の中にありますんですかね。最近、いろいろ変わったのかな。見方、ものすごく不親切じゃないですか。当然、422から見たような図面にするかね。あまりにもあっちゃこっちゃで一貫性が全くございませんね。私、昔から言っていますけど、方位がなかったとか、縮尺がないとかって、もうこれは町長もまだ議員のときだと思えますけど、私も何回か指摘して、やっと図面が整ったかなと思ったんですけど。そして、先ほど、課長が説明されたようにね、資料3では、右側が老人ホーム側とかね、図面を見て明らかにわかるような図面であるのが普通なんで

すよね。それが抜けているわけです、まったくこれ。前回のときの野球場のときもそうでしたけども、まったく方位が逆さまになっているとかね、一般常識的にこんなことってありえるのかなと。町長の感覚ではどうですか。

玉津 充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員おっしゃるとおりでございます、議員のおっしゃるとおりで方位を以前も入れなさいということでした。今回ですね、なぜ方位がひっくり返っているかということ、管理棟側から見たようなほうが見やすいのではないかと、方位だけはしっかりと入れさせていただいたんですが、こういう図面を付けさせていただきました。これは図面を付けるときに、おそらく、東 清剛議員は質疑されるだろうということも意識したんですが、これのほうが見やすいのではないかと、方位は逆さまになっていますが、こういう図面にさせていただきました。地図は確かに明らかに北です。北が上です。ただ、図面を見た時に管理棟側から見て見やすいよなという感じでさせていただきましたので、そこはご理解いただきたい。議員のおっしゃりたいことは十分わかっておりますので。

玉津 充議長

東 清剛君。

14番 東 清剛議員

お言葉を返すようですけどもね、管理棟は自分たちで管理する立場です。町民の皆さん、特に国体を控えています。ということはね、入込客等、我々利用者側から見ればね、422側からのアクセスの仕方というのが一番見やすい。そして、たまたま方位が逆さまと言いますが、方位が逆さまなんていうのは、路線測量とか、河川、それくらいのものでありまして、ほとんどがやっぱり、それは多分言い訳にならないと思いますよ。逆さまに書くというのは、ほとんどね。そういうことがあるので、今後十分注意をしたものにしていただきたいと思いますがどうか。

玉津 充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これは住民の皆様を示すということよりも、議会の皆さんにですね、今日、議決していただ

くだけの資料ということで、見やすいように、全体像としてはね、全体を入れますので、お越しになった方がしっかりわかるようにはするんですが、この部分部分の抜き出したような地図でございますので、そういう配慮のほうが見やすいんじゃないかと思いましたが、おっしゃる意味はよくわかりますので、今後ですね、その時その時によって違うのかということもよくわかりますが、今回はそういうことも十分わかったうえでこのほうが見やすいんじゃないかということとさせていただいたんで、ご理解いただきたい。

玉津 充議長

東 清剛君。

14番 東 清剛議員

私は感覚的に見にくいと思います。全く町長と違いますので、そのへんはね、ということで終わります。

玉津 充議長

ほかに質疑される方はありませんか。

原 隆伸君。

3番 原 隆伸議員

ちょっとお聞きしたいんですけども、落札率なんですけども、97%となっていますけれども、落札率の高かった、原価率というんですか、そういうのが高くなった理由についてわかるようなことがあったら、お教え願えれば幸いなんです。

玉津 充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これは業者の方が見積もったものでありまして、落札率がどこに落ち着いたかは、業者の見積もり次第だと思います。

玉津 充議長

原 隆伸君。

3番 原 隆伸議員

今までの質問の中で町長は、落札率はだいたい95%くらいにしたいと。今までの流れの中でそういうような話がありましたものですから、今回、97%ということがございましたんで、質問させていただきました。以上です。

玉津 充議長

ちょっと待ってください。原 隆伸君、今のは質疑ですか。いやいや質疑で手を挙げて発言しとるもんで、今の、ちょっと待って、原さんの質疑、まだ質疑で終わってないもんで。はい、質疑してください。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

10番 入江康仁議員

いいですか。原議員は質問して、着席したということは、もう質問終わったんじゃないですか。立っているんだったらいいけど、私はその中でね、町長が入札率の中で95%がどうのこうのと言ったから、そういうことは町長も言えないだろうし、言ったこともないと思うんだけど、そういうところをきちんとしておいたほうがいいんじゃないかなという議事進行です。

そして、もう着席した以上は、いったん質問として終わったんですから、今、言った95%いているからどうのということ、どうですかということに対して、町長はしてませんでしたら、してませんの答弁を得るなりしたらいいと思いますけど、一応、着席した以上はもう終わったと見るべきじゃないでしょうか。そう思いますけど議長、判断をお願いします。

玉津 充議長

はい。了解しました。それでは、先ほど、95%という話ありましたんでね、それについての町長の所見というか、お願いしたいと思います。

尾上町長。

尾上壽一町長

私自身、今の質問の趣旨がよくわかりません。

玉津 充議長

原 隆伸君。

3番 原 隆伸議員

今回、97%ということで、私、初めて議員になったときに、町長に入札のことでいろいろお聞きしたときにですね、大体、95%くらいをというような発言があったような感じがするんですが、そういう話をする事自体もおかしいんですけども、そういうような話がありましたもんですから、今回、97%ということですから、原価率は高いことですから、業者の入札金額によって決まるんですけども、そこらへんをちょっとお聞きしました。このことについて、私としては、こういう意見もあったというところでとどめたいと思います。以上です。

(「質問かどうかわからない」と呼ぶ者あり)

3番 原 隆伸議員

それで私としては質問しているんですけども、これについて、答えられる要素というのがないんですよね。だから、業者さんの入札だから、町としては答えるべきがないということなんです。私としては、それ以上言うことはございませんので。

玉津 充議長

質疑ということで手を挙げられて、指名しておるものですから、質疑をしてほしいんです。質疑を。今の質疑を取り消しますか。

3番 原 隆伸議員

はい。取り消します。

玉津 充議長

ほかに質疑される方はありませんか。
中津畑正量君。

16番 中津畑正量議員

1点だけ、町長のほうからご答弁願いたいんですが、先ほどもちょっと言われました、3社の中でですね、議会の議決が終わってからだったら、公表できるということなんですかね。これからはそういうことになるのでしょうか。今回もそしたら、議決が終わった時点で資料として、議会に提供していただけますかどうか、そこらへんの答弁だけ。

玉津 充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

申し訳ございませんが、先ほどからの説明のようなおりでございまして、もう議決をいただければ、ホームページのほうにも全面的に公開ということになりますので、皆さんにお知らせするというようになります。

玉津 充議長

以上で質疑を終わります。
続いて、討論を行います。
まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

玉津 充議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

玉津 充議長

これで討論を終了し、採決します。

お諮りします。

日程第5 議案第53号については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

玉津 充議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第6

玉津 充議長

次に、日程第6 議案第54号 平成29年度紀北町一般会計補正予算(第5号)を議題とします。

質疑を行います。

質疑される方はありますか。

瀧本 攻君。

8番 瀧本 攻議員

この歳入予算の中にですね、ほとんど財政調整基金が入っております。190万円だけ町債ですね。先月の10月6日にですね、県で可決されておりますね。115億、この中に町単独の事業が多いんですけども、町のほうにですね、補助をくださいということのアクションを起こしているかどうか。この事業に対して、その1点だけお答えいただきたい。

玉津 充議長

上野財政課長。

上野和彦財政課長

今回の補正につきましては、台風21号の被害を受けたあとですね、各担当課のほうで被害調査を行い、その中でですね、災害として採択できるもの、町の単独として補助の対象にならないものを一応、振り分けをさせていただいております。その中で補助の対象になるものがあれば

ですね、県のほうと協議をしていただいて、あるいは国のほうに申請をしていただくということになるんですが、今回の場合はですね、今回、補正であげさせてもらった中には、補助の対象になるものもございしますが、予算としてはですね、補助金としてあがっていない部分がございます。これは、農林サイドの部分で災害の査定を今後受けてですね、金額が決定次第、予算化をされるというふうに聞いております。建設サイドの部分につきましてはですね、補助の対象になる部分が難しいということで、申請のほうがされていないというふうに聞いております。以上でございます。

玉津 充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今回、出させていただいたのは、そういう補助金の入りにくい町単のような形が多くあります。そしてまた、のちにそういう査定があるものも出させていただかなければいけないと。12月にはですね、そういった、今、瀧本議員がおっしゃったような県とかそういった災害の部分のところの補正をあげさせていただくことになろうかと思えます。ですから、今回、緊急でそういった対象にならないもの、また、対象にはならないけど、すぐやらなければいけないものを、入のところをですね、ちょっとわからない部分がございますので、こういった町の単費をあてさせていただいているようなところでございます。こののち、県とも調整しながら、こういった数字をやっていきたいし、12月にまた災害査定をさせていただかなければいけない、災害に関する予算をあげさせていただかなければいけないと思えます。

玉津 充議長

よろしいですか。ほかに質疑される方。

大西瑞香君。

2番 大西瑞香議員

国庫補助事業対象かどうかということには、今、お答えいただきましたので、あと今回の補助金に、補正予算に関しては、災害の中の大体何割くらいの補正予算になるのでしょうか。ちょっとお答え願います。

玉津 充議長

上野財政課長。

上野和彦財政課長

今回の補正が7,300万円ほどの補正になっております。12月のほうの予算につきましては、現在、査定を行った上で、予算書の作成に入っております。その中では、明確に災害分とですね、災害以外の分の補助残もございますので、明確に数字として今分けているわけではないんですが、大体、同程度の金額のものがですね、12月でもあがってくるのではないかというふうに考えております。以上です。

玉津 充議長

ほかに質疑される方はありませんか。

(発 言 す る 者 な し)

玉津 充議長

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(発 言 す る 者 な し)

玉津 充議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(発 言 す る 者 な し)

玉津 充議長

これで討論を終了し、採決します。

お諮りします。

日程第6 議案第54号については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

玉津 充議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

玉津 充議長

以上で本日の日程はすべて終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

玉津 充議長

それでは、これで平成29年第6回紀北町議会臨時会を閉会いたします。

(午前 10時 32分)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成 29 年 11 月 28 日

紀北町議会議長 玉津 充

紀北町議会議員 近澤チヅル

紀北町議会議員 入江康仁